

婦敬式に関する条例施行条規

(一九九六年一月十日)
達令公示第二号)

改正

- ①一九九六・一一・二一達令公示一三
- ②一九九七・六・一三達令公示五
- ③二〇〇四・六・二八達令公示一六
- ④二〇〇六・一・二七達令公示二
- ⑤二〇〇七・六・二八達令公示六
- ⑥二〇一一・二・二八達令公示五

(趣旨)

第一条 この達令は、婦敬式に関する条例(一九九五年条例公示第三号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(条例の施行)

第二条 条例は、一九九六年四月一日から施行する。ただし、婦敬式執行に必要な講習等に関する事項は、条例施行期日前に行うことができる。

(定義)

第三条 この達令において「寺院」とは、「普通寺院」及び「教会」をいい、「住職」というときは「教会主管者」、「住

職代務者」及び「教会主管者代務者」を含むものとする。

(申請)

第四条 条例第二条による婦敬式を執行しようとする住職は、あらかじめ婦敬式執行申請書を教務所長に提出しなければならない。

(執行の承認)

第五条 条例第五条による宗務総長の承認に必要な審査及び決定は、宗務所事務取扱規程第三条第三項により、教務所長にこれを委任する。

2 前項により、申請の承認を決定した教務所長は、住職に婦敬式執行承認書(以下「承認書」という。)を交付する。

(法名紙の様式等)

第六条 条例第六条に規定する法名紙は、別記様式第一号のとおりとする。

2 住職は、法名を選定し、前項の法名紙にこれを筆耕するものとする。ただし、住職が適当と認めたときは、あらかじめ宗務所において法名を選定し調製した法名紙を依用することができる。

(法名紙等の仮渡しと管理責任)

第七条 教務所長は、承認書を交付した住職に、法名紙及び記

念品等を仮渡しする。

2 法名紙の管理責任は、宗務所においては財務部長が、教務所においては教務所長が、仮渡しを受けた後は住職が、それぞれ負うものとする。

(法名選定の適正)

第八条 住職は、法名を選定するにあたって、その適正に努めなければならない。

(執行)

第九条 帰敬式は、受式しようとする門徒が所属する寺院の本堂において、当該寺院の住職がこれを執行する。

2 住職は、帰敬式の執行にあたり、あらかじめ帰敬式受式の意義を門徒に教導し、真宗門徒の自覚と実践がはかられる機縁となるよう努めなければならない。

3 帰敬式の莊嚴及び次第は、別に定める。

(帰敬式実践運動推進計画の実施による執行場所の特例)

第九条の二 帰敬式実践運動推進に関する規程(二〇〇六年達令公示第三号)第三条による教区又は組帰敬式実践運動推進計画に基づき実施される住職による帰敬式において、数箇の寺院の所属門徒が共に受式することを願いだした場合であつて、当該帰敬式の執行場所についてあらかじめ宗務総長の承

認を得たときは、前条第一項の規定に関わらず、受式しようとする門徒が所属するいずれかの寺院の本堂を当該執行場所とすることができる。ただし、執行者は、当然門徒が所属する寺院のそれぞれの住職でなければならない。

(受式届)

第十条 住職は、帰敬式執行後、受式者ごとに作成した受式届を一括し、これに礼金を添えて、遅滞なく教務所長を経て宗務総長に提出しなければならない。

(法名紙等の返戻)

第十一条 住職は、受式届の提出にあたり、残余の法名紙及び書損の法名紙並びに残余の記念品等を教務所長に返戻しなければならない。

(門徒名簿への登載)

第十二条 住職は、帰敬式執行後、当該寺院備付の門徒名簿に、受式者の法名及び受式年月日を登載するものとする。

2 住職は、門徒名簿の適正な管理に努めなければならない。

(帰敬式受式者名簿)

第十三条 宗務所に帰敬式受式者名簿(以下「受式者名簿」という。)を置き、第十条の受式届の提出により登載する。
(講習)

第十四条 条例第三条第二項に規定する講習は、住職修習及び育成員研修並びに教区における住職等を対象とした研修において、その実が挙げられるよう企画実施されなければならない。

い。

(帰敬式執行の特例)

第十五条 帰敬式を願ひ出た門徒に特別の事情があると認めるときは、その事由並びにこれに応じた執行場所、莊嚴、次第、執行者及びその他必要な事項について出願し、あらかじめ宗務総長の許可を得なければならない。

(真宗本廟等における帰敬式)

第十六条 真宗本廟及び別院等における帰敬式については、別に定める。

(委任規定)

第十七条 この達令を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この達令は、一九九六年四月一日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

附 則 (一九九六年十一月二一日達令公示第一三号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (一九九七年六月一三日達令公示第五号) 抄

この達令は、一九九七年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇四年六月二八日達令公示第一六号)

この達令は、二〇〇四年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇六年一月二七日達令公示第二号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (二〇〇七年六月二八日達令公示第六号)

この達令は、二〇〇七年七月一日から施行する。

附 則 (二〇一二年二月二八日達令公示第五号)

この達令は、二〇一二年七月一日から施行する。

様式第一号 (法名紙)

法名	釋	(尼)	○	○
(門首法名)				

真宗
大谷派
門首

事務上、法名を記入していない法名紙を法名紙Aとし、宗務所において法名を選定し調製した法名紙を法名紙Bとする。